

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法による医療費援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、学校保健安全法による医療費援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市教育委員会

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療費援助に関する事務
②事務の概要	<p>富士市(以下「本市」という。)が学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務を適切に行い、また対象児童及び生徒の正しい権利を保障するため、対象児童、生徒、保護者及び同一生計者に関する正確な住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護情報が必要となる。</p> <p>学校保健安全法による医療に要する費用については、要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮している就学援助の認定者が対象である。</p> <p>就学援助の適正な事務管理に際し、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学援助申請者世帯の対象児童生徒について就学援助システムに入力 2 対象児童及び生徒と同一生計者の所得判定 3 生活保護認定世帯の確認 4 認定審査後、認定、非認定を就学援助システムに記録 5 判定結果を申請者に通知 6 転居届、転出届、世帯変更届等の届出に基づき、ファイルの修正、再判定 7 就学援助者への支給データ管理
③システムの名称	就学援助システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一の27の項 <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二第三欄が「市町村教育委員会」であって第四欄に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」を含む項(26、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二第一欄が「市町村教育委員会」であって第二欄に「学校保健安全法」を含む項のうち本事務に該当するもの(38の項) <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第24条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富士市 教育委員会 学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市 教育委員会 学務課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100 TEL0545-55-2868
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市 教育委員会 学務課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100 TEL0545-55-2868

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所